

特定個人情報等の取扱いに関する特記事項

(特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者（以下「提供者」という。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。また、これらのほか、厚木市（以下「利用者」という。）の定める「厚木市個人情報保護条例」、及び「厚木市情報セキュリティポリシー」に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 提供者は、特定個人情報及び個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 提供者は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、サービス提供開始前に書面により利用者に報告しなければならない。

- 2 提供者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により利用者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 提供者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により利用者に報告しなければならない。
- 4 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 提供者は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、サービス提供開始前に書面により利用者に報告しなければならない。なお、報告内容には、取扱区域への入退室管理方法、情報機器持込管理方法及び監視方法について含めること。

- 2 提供者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により利用者に申請し、その承認を得なければならない。

- 3 提供者は、利用者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を取扱区域から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 提供者は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本サービスの適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 提供者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 提供者は、本サービスの履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(再委託)

第7条 提供者は、本サービスを第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 提供者は、本サービスの一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、サービス提供開始前に、書面により再委託する旨を利用者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、提供者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、利用者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 提供者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の継続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 提供者は、再委託先に対して本サービスを委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、利用者の求めに応じて、管理・監督の状況を利用者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 提供者は、本サービスを派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労

働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 提供者は、利用者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(特定個人情報等の管理)

第9条 提供者は、本サービスにおいて利用する特定個人情報等を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報等の管理を行わなければならない。

- 一 個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- 二 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- 三 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。
- 四 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止を行うこと。
- 五 アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。
- 六 特定個人情報へのアクセス（以下「アクセス」という。）については、保守作業等必要な場合においてのみ行うこととし、それ以外は原則、アクセスは禁止とする。なお、アクセスが必要な場合は、作業者名、作業内容、特定個人情報ファイル名を明確にした上で、事前に書面により利用者に対して、アクセス許可を申請することとし、利用者からのアクセス承認をもって、作業に着手すること。

(提供された特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 提供者は、本サービスにおいて取り扱う特定個人情報等について、本サービス以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

(特定個人情報等の返還又は廃棄)

第11条 提供者は、本サービスの終了時に、本サービスにおいて取り扱う特定個人情報等について、利用者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 提供者は、本サービスにおいて利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により利用者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 提供者は、特定個人情報等の消去又は廃棄に際し利用者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 提供者は、本サービスにおいて利用する特定個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 提供者は、特定個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により利用者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 提供者は、利用者が指定する方法により、取扱区域への入退室記録及び情報機器持込記録等の安全管理置状況等の特定個人情報の取扱いの状況について、書面により利用者に定期報告しなければならない。

- 2 提供者は、情報漏えい事案発生等の緊急時において、利用者から、特定個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、利用者が指定する方法により、直ちに報告しなければならない。

(監査及び検査)

第13条 利用者は、本サービスに係る特定個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、提供者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 利用者は、前項の目的を達するため、提供者に対して必要な情報を求め、又は本サービスの処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 提供者は、本サービスに関し特定個人情報等の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに利用者に対して、当該事故に関わる特定

個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、利用者の指示に従わなければならない。

- 2 提供者は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、利用者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 利用者は、本サービスに関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15条 利用者は、提供者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連するサービスの全部又は一部を解除することができる。

- 2 提供者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、利用者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 提供者の故意又は過失により、利用者に対する損害を発生させた場合は、提供者は、利用者に対して、その損害を賠償しなければならない。